

⑩ 安全を守る

● 認知症と自動車の運転

75歳以上の方は免許証の更新時だけでなく、一定の違反行為（信号無視、一時不停止等）があれば臨時に認知機能検査を受けることになります。検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合は、以下の①～③のいずれかを行う必要があります。

- ① 医師の診断を受けて診断書を提出する
- ② 再度、臨時認知機能検査を受ける
- ③ 運転免許証を返納する

医師により認知症と診断された場合は、運転免許の取消し又は停止の対象となります。長年運転をしてきた方の中には、運転をやめることに強い不安を覚え、抵抗する方もいると思います。しかし、事故が起きてからでは取り返しがつきませんので、周囲から運転をやめ、運転免許を返納するように働きかけましょう。かかりつけ医から説得してもらうのも効果的です。

● 運転チェック表

以下の項目の運転がみられた日付をメモしておきましょう。後で、主治医や警察署、運転免許センターに相談するときに役立ちます。

	項目	日付	日付	日付
1	センターラインを越える			
2	路側帯に乗り上げる			
3	車庫入れ（指定枠内への駐車）に失敗する			
4	ふだん通らない道に出ると、急に迷ってしまう			
5	ふだん通らない道に出ると、パニック状態になる			
6	車間距離が短くなる			

（国立長寿医療研究センター「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」より）

● 運転経歴証明書の取得申請

◎ 運転免許を返納（自主返納）した方は、「運転経歴証明書」を取得申請することができます。

また、運転免許が失効してから5年以内で、現に有する運転免許がない方も、運転経歴証明書の取得申請が可能です。

※ 別途手数料が必要です。

※ 事故や違反で運転免許の行政処分等に該当する方は運転免許を返納（自主返納）できません。

◎ 「運転経歴証明書」は、金融機関等で身分証明書として使用できます。

◎ 「運転経歴証明書」を提示することにより、シルバー・サポーター制度の協賛事業所で、さまざまな特典を受けることができます。（タクシー運賃割引等）

※ シルバー・サポーター制度の協賛事業所は、埼玉県警HPでご確認ください。

◆運転経歴証明書に関する問合せ先

埼玉県警察本部 運転免許課（運転免許センター内）

☎048-543-2001（代表）

◆シルバー・サポーター制度に関する問合せ先

埼玉県警察本部 交通総務課

☎048-832-0110（内 5054・5057）





● 火の始末に気をつけよう

認知症になると、料理の火を消し忘れたり、たばこの火を消し忘れたりすることも多くなります。火の不始末により、場合によっては火事に発展することもあります。以下のチェックリストにチェックが入ると火事の危険性が高くなりますので、認知症が疑われる場合は、かかりつけ医やシニアサポートセンター（地域包括支援センター）（22p）に早めに相談しましょう。

◎ 認知症による火事の危険性チェック表

	項目	チェック
1	コンロの火を消し忘れることが複数回ある	
2	鍋を焦がすことがある	
3	ごみが片づけられなくなり、部屋に散らかっている	

電磁調理器（IH調理器）の給付

心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの高齢者に対して、電磁調理器（IH調理器）を差し上げます。

- ◆対象者 市内に居住し日常生活を営むことに支障がある方で、次の要件のいずれにも該当する方
①ひとり暮らしでおおむね65歳以上の方
②生活保護等を受けている方、又は市県民税が課されていない方
- ◆費用 無料
- ◆申込先 各区役所高齢介護課 21p

高齢者家庭防火訪問

高齢者が居住する世帯に消防職員が訪問し、火災予防に関する説明や住宅用火災警報器の設置・維持状況の確認を行います。

- ◆訪問対象 高齢者単身・高齢者のみ世帯を重点的に実施しています。
- ◆訪問時期 市内全域を対象としているため、各区の進捗状況に併せて年度毎に訪問地域を決定しています。詳しくは、お住まいの区の消防署へお問い合わせください。

◎ お問合せ

区	消防署名	電話番号（048）	区	消防署名	電話番号（048）
西 区	西 消 防 署	625-2861	北 区	北 消 防 署	654-3685
大宮区	大 宮 消 防 署	648-6552	見沼区	見 沼 消 防 署	681-0121
中央区	中 央 消 防 署	857-8493	桜 区	桜 消 防 署	836-0138
浦和区	浦 和 消 防 署	833-7284	南 区	南 消 防 署	861-0120
緑 区	緑 消 防 署	875-1832	岩槻区	岩 槻 消 防 署	749-0121



高齢者のみ世帯を対象に、住宅用火災警報器の取り付けサポートを実施しています。取り付けを希望される場合は、事前に住宅用火災警報器をご用意の上、お住まいの区の消防署へご連絡ください。

安全を守る

● 災害への備え

地震や風水害などの災害が起きると、心身の疲労や急激な生活環境の変化により、認知症の症状が悪化しやすくなります。災害が起きた時のために備えて、日ごろから準備をしておきましょう。



日ごろの備え

- 常用薬の内容や環境の変化による病状の悪化時の対応について、かかりつけ医に相談しておきましょう。
- 災害への準備にあたり、非常持出品の準備は欠かせませんが、加えて常備薬等も準備しておきましょう。
- 避難所ではトイレの場所がわからない等の理由で排泄がトラブルになることがあります。あらかじめ介護用品等も準備しておきましょう。
- 可能であれば、ご近所や顔見知りの人に災害時に協力をお願いできるようにしておきましょう。



災害が起きたら

認知症の方は、新しい人や出来事の記憶が難しいため、緊急事態であることを忘れたり、状況を正確に認識できなかったりする場合があります。

「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」といった認知症の方への接し方（16p、50p参照）を心がけ、落ち着いて行動しましょう。

また、認知症の方が避難所でできる限り落ち着いて過ごすことができるよう、以下の点に配慮しましょう。



避難所で配慮すべき点

- 可能であれば、静かでゆっくり対応できる場所を確保しましょう。
- 顔見知りの人が近くにいる環境を確保しましょう。
- 毎日服薬している薬がある場合には、忘れずに飲むよう声かけしましょう。
- 避難所ではみんなが大変な状況です。避難所全体のためにも特別な支援が必要であることを早めに伝えましょう。

災害時に要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる「要配慮者優先避難所」もありますので、あらかじめ場所の確認をしておくとよいでしょう。